

所 属	大垣市総務部課税課
担 当	課長：寺嶋 (諸 税 G) 主幹：伊藤(誠)、係：高橋 (窓 口 証 明 G) 主幹：伊藤(和)、係：三輪(真) (市 民 税 G) 主幹：水上、係：北島 (法 人 市 民 税 G) 主幹：大江、係：名和 (固定資産税(土地)G) 主幹：加野、係：三輪(佳) (固定資産税(家屋)G) 主幹：高木、係：小野 (固定資産税(償却資産)G) 主幹：近藤、係：早野
連絡先	8 1 - 4 1 1 1 (内線) 3 4 1

## 平成25年度市税の課税状況について

- 大垣市では、平成25年度一般会計歳入予算（当初予算：553億7,000万円）の46.7%を占める市税（当初予算：258億5,000万円）は、大変重要な財源となっています。
- このたび、地方税法及び大垣市税条例に基づき、平成25年度の市・県民税、固定資産税・都市計画税及び軽自動車税を賦課しました。また、法人市民税、市たばこ税及び鉱産税について、平成25年4月分、5月分、6月分の申告納付を受けるとともに、国及び岐阜県から平成25年度国有資産所在市交付金が交付されています。
- 大垣市では、一層の「開かれた行政運営」を展開し、市税徴収に対する信頼の確保と、納税義務者による円滑な納税を促進していくため、市（課税課）のホームページにおいて、随時、市税の課税情報を提供しています。

### 1. 市・県民税

#### (1) 納税義務者数

77,731人

#### (2) 課 税 額

14,112,887,600円（市民税分：8,469,070,000円、県民税分：5,643,817,600円）

##### ①市民税分

平成25年度(当初)	平成24年度(当初)	前年度比増減
8,469,070,000円	8,419,825,600円	49,244,400円 (0.58%)
内 訳	内 訳	内 訳
・普通徴収(25,618人) 2,436,187,680円	・普通徴収(26,284人) 2,400,213,920円	・普通徴収(△666人) 35,973,760円 (1.50%)
・年金特徴(10,742人) 358,670,700円	・年金特徴(10,509人) 366,520,200円	・年金特徴(233人) △7,849,500円 (△2.14%)
・給与特徴(45,687人) 5,674,211,620円	・給与特徴(44,662人) 5,653,091,480円	・給与特徴(1,025人) 21,120,140円 (0.37%)

## ②県民税分

平成25年度(当初)	平成24年度(当初)	前年度比増減
5,643,817,600円	5,611,909,800円	31,907,800円 (0.57%)
内 訳	内 訳	内 訳
・普通徴収(25,618人) 1,622,925,620円	・普通徴収(26,284人) 1,599,811,380円	・普通徴収(△666人) 23,114,240円 (1.44%)
・年金特徴(10,742人) 239,043,500円	・年金特徴(10,509人) 240,657,000円	・年金特徴(233人) △1,613,500円 (△0.67%)
・給与特徴(45,687人) 3,781,848,480円	・給与特徴(44,662人) 3,771,441,420円	・給与特徴(1,025人) 10,407,060円 (0.28%)

## ③合計

平成25年度(当初)	平成24年度(当初)	前年度比増減
14,112,887,600円	14,031,735,400円	81,152,200円 (0.58%)
内 訳	内 訳	内 訳
・普通徴収(25,618人) 4,059,113,300円	・普通徴収(26,284人) 4,000,025,300円	・普通徴収(△666人) 59,088,000円 (1.48%)
・年金特徴(10,742人) 597,714,200円	・年金特徴(10,509人) 607,177,200円	・年金特徴(233人) △9,463,000円 (△1.56%)
・給与特徴(45,687人) 9,456,060,100円	・給与特徴(44,662人) 9,424,532,900円	・給与特徴(1,025人) 31,527,200円 (0.33%)

## (3) 調定額(市民税)

平成25年度(当初)	平成24年度(当初)	前年比増減
8,474,127,850円	8,360,612,750円	113,515,100円 (1.36%)

## 2. 固定資産税・都市計画税

### (1) 課税対象

#### ①固定資産税

土地	筆数	199,549 筆
	納税義務者数	47,427 人
	課税標準額	352,537,300,740 円
家屋	棟数	75,705 棟
	納税義務者数	47,637 人
	課税標準額	368,070,712,000 円
償却資産	件数	2,024 件
	納税義務者数	2,024 人
	課税標準額	179,523,893,402 円

#### ②都市計画税

土地	筆数	78,766 筆
	納税義務者数	38,135 人
	課税標準額	385,408,703,265 円
家屋	棟数	54,772 棟
	納税義務者数	37,257 人
	課税標準額	309,858,127,900 円

### (2) 課税額（調定額）

#### ①固定資産税

平成 25 年度（当初）	平成 24 年度（当初）	前年比増減
11,721,424,300 円	12,502,893,800 円	△781,469,500 円 (△6.25%)

#### ②都市計画税

平成 25 年度（当初）	平成 24 年度（当初）	前年比増減
2,080,156,900 円	2,057,903,500 円	22,253,400 円 (1.08%)

### 3. 軽自動車税

#### (1) 課税対象

50,844 台

台数 (a)	内非課税 (b)	課税台数 (a-b)	内減免台数
51,015	171	50,844	531

種 別		台 数
原動機付自転車	50cc 以下	3,801
	90cc 以下	241
	125cc 以下	443
	ミニカー (50cc 以下の四輪バギーなど)	90
小型特殊自動車	農耕用 (トラクターなど)	2,102
	その他 (フォークリフトなど)	687
軽自動車	二輪 (側車付のものを含む。) (125cc 超え 250cc 以下)	1,166
	三輪	1
	四輪貨物営業用	216
	四輪貨物自家用	9,348
	四輪乗用営業用	1
	四輪乗用自家用	31,188
二輪の小型自動車	250cc 超	1,560
合 計		50,844

#### (2) 課税額 (調定額)

平成 2 5 年度 (当初)	平成 2 4 年度 (当初)	前年比増減
283,256,700 円	275,315,000 円	7,941,700 円 (2.88%)

#### 4. 法人市民税（平成25年4月～6月申告納付分）

##### （1）申告納付件数

申告納付年月	申告納付件数	均 等 割	法人税割
平成25年 4月	595 件	559 件 (内均等割のみ：385 件)	210 件 (内法人税割のみ：36 件)
5月	887 件	848 件 (内均等割のみ：525 件)	357 件 (内法人税割のみ：33 件)
6月	656 件	613 件 (内均等割のみ：293 件)	356 件 (内法人税割のみ：36 件)

##### （2）課税額（調定額）

申告納付年月	均 等 割	法人税割	合 計
平成25年 4月	25,795,900 円	47,994,600 円	73,790,500 円
5月	62,492,900 円	132,946,600 円	195,439,500 円
6月	92,457,400 円	916,003,100 円	1,008,460,500 円

##### （3）課税累計額（調定累計額）

申告納付年月	平成25年度		平成24年度	累計課税額 前年度比増 減 (%)
	税 額 (円)	累計課税額 (円)	累計課税額 (円)	
平成25年 4月	73,790,500	73,790,500	62,787,600	17.5
5月	195,439,500	269,230,000	306,726,400	△12.2
6月	1,008,460,500	1,277,690,500	956,778,500	33.5

**5. 市たばこ税（平成25年3月～5月売り渡し分／平成25年4月～6月申告納付分）**

**（1）課税対象及び課税額（調定額）**

**①平成25年3月売り渡し分／平成25年4月申告納付分**

課税対象	納税義務者数 (法人)	課税標準数量 (本)	税 額 (円)	税額合計 (a)
旧3級品の紙巻たばこを除く製造たばこ	5	19,192,271	88,629,905	90,144,071
旧3級品の紙巻たばこ	1	691,400	1,514,166	

課税対象	返還控除本数 (本)	返還控除税額 (円)	返還控除額計 (b)	課税額 (a) - (b)
旧3級品の紙巻たばこを除く製造たばこ	46,420	214,366	214,366	89,929,705
旧3級品の紙巻たばこ	0	0		

**②平成25年4月売り渡し分／平成25年5月申告納付分**

課税対象	納税義務者数 (法人)	課税標準数量 (本)	税 額 (円)	税額合計 (a)
旧3級品の紙巻たばこを除く製造たばこ	5	18,693,384	98,364,585	100,175,206
旧3級品の紙巻たばこ	1	725,700	1,810,621	

課税対象	返還控除本数 (本)	返還控除税額 (円)	返還控除額計 (b)	課税額 (a) - (b)
旧3級品の紙巻たばこを除く製造たばこ	97,789	451,588	452,245	99,722,961
旧3級品の紙巻たばこ	300	657		

③平成25年5月売り渡し分／平成25年6月申告納付分

課税対象	納税義務者数 (法人)	課税標準数量 (本)	税 額 (円)	税額合計 (a)
旧3級品の紙巻たばこを除く製造たばこ	5	19,842,641	104,411,974	106,368,203
旧3級品の紙巻たばこ	1	784,060	1,956,229	

課税対象	返還控除本数 (本)	返還控除税額 (円)	返還控除額計 (b)	課税額 (a) - (b)
旧3級品の紙巻たばこを除く製造たばこ	120,900	636,175	641,165	105,727,038
旧3級品の紙巻たばこ	2,000	4,990		

(2) 課税累計額 (調定累計額)

申告納付年月	平成25年度		平成24年度	課税累計額 前年度比増減 (%)
	税 額 (円)	課税累計額 (円)	課税累計額 (円)	
平成25年 4月	89,929,705	89,929,705	91,663,037	△1.89
5月	99,722,961	189,652,666	181,704,654	4.37
6月	105,727,038	295,379,704	276,766,371	6.73

**6. 鉱産税（平成25年3月～5月掘採分／平成25年4月～6月申告納付分）**

**（1）納税義務者数及び課税額（調定額）**

申告納付年月	納税義務者数 (法人)	算出量 (t)	課税標準額 (円)	課税額 (円)
平成25年 4月	8	145,477	29,093,000	283,400
5月	8	156,371	31,273,000	304,400
6月	8	148,277	29,652,000	281,700

**（2）課税累計額（調定累計額）**

申告納付年月	平成25年度		平成24年度	課税累計額 前年度比 (%)
	税 額 (円)	課税累計額 (円)	課税累計額 (円)	
平成25年 4月	283,400	283,400	339,800	△10.23
5月	304,400	587,800	600,700	△2.15
6月	281,700	869,500	896,600	△3.02



## 7. 国有資産等所在市交付金

### (1) 交付対象

区 分	土 地	家 屋	償却資産
岐阜地方裁判所	1 筆	1 棟	0 件
東海財務局	5 筆	0 棟	0 件
岐 阜 県	1 6 筆	8 6 棟	0 件

### (2) 算定標準額

区 分	固定資産の価格 (円)				算定標準額 (円)
	土 地	家 屋	償却資産	合 計	
岐阜地方裁判所	21,568,318	15,545,477	0	37,113,795	9,812,000
東海財務局	16,743,027	0	0	16,743,027	3,291,000
岐 阜 県	1,665,382,602	1,193,329,924	0	2,858,712,526	757,333,000

### (3) 交 付 額

	平成25年度	平成24年度	前年度比増減
岐阜地方裁判所	137,300 円	143,400 円	△6,100 円 (△4.25%)
東海財務局	46,000 円	47,400 円	△1,400 円 (△2.95%)
岐 阜 県	10,602,600 円	10,827,400 円	△224,800 円 (△2.08%)
合 計	10,785,900 円	11,018,200 円	△232,300 円 (△2.11%)

## 8. 参 考

区 分	平成25年度当初				
	予算額 (千円)	構成比 (%)	課税額 (千円)	調定額 (千円)	予算額・調定額の比較
市民税	10,175,000	39.4	—	—	—
個人	8,172,000	31.6	8,469,070	8,474,128	302,128 (3.70%)
法人	2,003,000	7.8	—	—	—
固定資産税	12,194,000	47.2	11,721,424	11,721,424	△472,576 (△3.88%)
軽自動車税	273,000	1.0	283,257	283,257	10,257 (3.76%)
市たばこ税	1,153,000	4.5	—	—	—
鉱産税	3,000	0.0	—	—	—
都市計画税	2,052,000	7.9	2,080,157	2,080,157	28,157 (1.37%)
合 計	25,850,000	100.0	—	—	—

## 市 税 の 概 要

### 1. 平成25年度当初予算

大垣市の平成25年度予算（一般会計）については、歳入の根幹をなす市税が、企業の増収に伴う法人市民税の増加のほか、税率変更に伴う市たばこ税の増加などにより、2.0%の増加を見込んでいます。

#### (1) 市税（一般会計当初予算・歳入）

（単位：千円）

平成24年度当初	平成25年度当初	前年度比
25,340,000	25,850,000	510,000 (2.0%)

#### (2) 市税内訳（一般会計当初予算・歳入）

（単位：千円）

区 分	平成24年度当初		平成25年度当初		
	予算額	構成比 (%)	予算額	構成比 (%)	前年度比
市民税	9,841,000	38.8	10,175,000	39.4	3.4
個人	8,191,000	32.3	8,172,000	31.6	△0.2
法人	1,650,000	6.5	2,003,000	7.8	21.4
固定資産税	12,229,000	48.3	12,194,000	47.2	△0.3
軽自動車税	264,000	1.1	273,000	1.0	3.4
市たばこ税	969,000	3.8	1,153,000	4.5	19.0
鉦産税	3,000	0.0	3,000	0.0	0.0
都市計画税	2,034,000	8.0	2,052,000	7.9	0.9
合 計	25,340,000	100.0	25,850,000	100.0	2.0

#### (3) 歳入に占める市税の割合（一般会計）

（単位：%）

平成24年度当初	平成25年度当初
46.0	46.7
25,340,000千円/55,040,000千円	25,850,000千円/55,370,000千円

### 2. 市・県民税の概要

#### (1) 納税義務者

- ①市内に住所を有する個人（所得割・均等割）
- ②市内に住所はないが、事務所・事業所・家屋敷を有する個人（均等割）

## (2) 賦課期日

毎年1月1日

## (3) 税率

### ①所得割

○総合課税分：市民税6% 県民税4%

○分離課税分：市民税3% 県民税2%(一般の長期譲渡所得)ほか

### ②均等割

○市民税 3,000円

○県民税 2,000円

※平成24～28年度の県民税については、「清流の国ぎふ森林・環境税(1,000円)」を含む。

## (4) 市・県民税が非課税の人

①生活保護法によって生活扶助を受けている人

②障がい者・未成年者・寡婦又は寡夫で、前年の合計所得金額が125万円以下の人

## (5) 均等割が非課税の人

前年の合計所得金額が、「32万円×(本人+控除対象配偶者及び扶養親族の人数)+18.9万円」以下の人。ただし、控除対象配偶者及び扶養親族のない場合は32万円以下の人。

## (6) 所得割が非課税の人

前年の総所得金額等が、「35万円×(本人+控除対象配偶者及び扶養親族の人数)+32万円」以下の人。ただし、控除対象配偶者及び扶養親族のない場合は35万円以下の人。

## 3. 固定資産税・都市計画税の概要

### (1) 課税の対象

固定資産税の対象は、市内にある土地、家屋及び償却資産(事業用の機械装置、器具備品など)です。都市計画税は、市街化区域内の土地・家屋に対して課税されます。

### (2) 納税義務者

毎年1月1日現在、市内に固定資産を所有している方です。この所有者とは、土地については登記簿または土地補充課税台帳、家屋については登記簿または家屋補充課税台帳、償却資産については償却資産課税台帳に、それぞれ所有者として登記または登録されている方をいいます。

### (3) 賦課期日

毎年1月1日

#### (4) 税 額

課税標準額×税率（固定資産税1.4%、都市計画税0.3%）

#### (5) 課税標準額

国が定めた固定資産評価基準に基づいて価格を決定し、この価格をもとに課税標準額を算定します。

#### (6) 免 税 点

大垣市内に所有するそれぞれの資産の課税標準額の合計額が、次の金額に満たない場合は、その資産については固定資産税が課税されません。

土 地	30万円
家 屋	20万円
償却資産	150万円

### 4. 軽自動車税の概要

#### (1) 課税の対象

- 原動機付自転車
- 軽自動車
- 小型特殊自動車
- 二輪の小型自動車

#### (2) 納税義務者

軽自動車等の所有者

#### (3) 賦課期日

毎年4月1日

#### (4) 税額

種 別		年税額
原動機付自転車	50cc 以下	1,000円
	90cc 以下	1,200円
	125cc 以下	1,600円
	ミニカー（50cc以下の四輪バギーなど）	2,500円
小型特殊自動車	農耕用（トラクターなど）	1,600円
	その他（フォークリフトなど）	4,700円
軽自動車	二輪（側車付のものを含む。）	2,400円
	三輪	3,100円
	四輪貨物営業用	3,000円
	四輪貨物自家用	4,000円
	四輪乗用営業用	5,500円
	四輪乗用自家用	7,200円
二輪の小型自動車	250cc 超	4,000円

## 5. 法人市民税の概要

### (1) 課税の対象（納税義務者）

区分	課税の対象（納税義務者）	均等割	法人税割
1	大垣市内に事務所又は事業所を有する法人	課税	課税
2	大垣市内に寮等を有する法人で、大垣市内に事務所又は事業所を有しないもの。	課税	—
3	法人課税信託の引受けを行うことにより法人税を課される個人で、大垣市内に事務所又は事業所を有するもの。	—	課税
4	大垣市内に事務所や事業所などを有する公益法人等（※注1）で収益事業を行うもの。	課税	課税
5	大垣市内に事務所や事業所などを有する公益法人等で収益事業を行わないもの。	課税 ※注2	—
6	法人でない社団または財団で代表者等の定めがあり、収益事業を行うもの（人格のない社団等）	課税	課税
7	法人でない社団または財団で代表者等の定めがあり、収益事業を行わないもの。	— ※注3	—

#### ※注1

地方税法では、公益法人等とは、法人税法第2条第6号に規定される公益法人等（公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人＜非営利型＞、一般財団法人＜非営利型＞など）、管理組合法人及び団地管理組合法人、マンション建替組合、地方自治法第260条の2第7項に規定される認可地縁団体、政党交付金の交付を受ける政党等に対する法人格の付与に関する法律第7条の2第1項に規定される法人である政党、特定非営利活動促進法第2条第2項に規定される特定非営利活動法人をいいます。

#### ※注2

大垣市税条例の規定により、申請による減免制度があります。

#### ※注3

法人でない社団又は財団で代表者または管理人の定めのある、収益事業を行わないものについては、平成21年度課税分（計算期間：平成20年4月1日から平成21年3月31日）から、法人市民税（均等割）が非課税となりました。

### (2) 税 率

#### ①均等割

法人の区分	税 率
公共法人及び公益法人等のうち、均等割を課することができないもの以外のもの（独立行政法人で収益事業を行うものを除く。）	年額 50,000円
人格のない社団等（法人でない社団または財団で代表者等の定めがあり、収益事業を行うもの）	
一般社団法人及び一般財団法人（非営利型法人に該当するものを除く）	
保険業法に規定する相互会社以外の法人で資本金の額又は出資金の額を有しないもの	

資本金等の額を有する法人の資本金等の額による区分	大垣市内の従業者数	
	50人以下	50人超
1,000万円以下の法人	年額 50,000円	年額 120,000円
1,000万円を超え、1億円以下の法人	年額 130,000円	年額 150,000円
1億円を超え、10億円以下の法人	年額 160,000円	年額 400,000円
10億円を超え、50億円以下の法人	年額 410,000円	年額 1,750,000円
50億円を超える法人		年額 3,000,000円

(注) 従業者数の合計とは、大垣市内に有する事務所・事業所または寮などの従業者数の合計です。

(注) 資本金等の額とは、法人が株主から出資を受けた金額として法人税法施行令で定める金額（保険業法に規定する相互会社の場合は純資産額）です。

(注) 従業者数の合計数及び資本金等の額は、算定期間の末日現在です。

## ②法人税割

法人税額の12.3%

## ③減免制度

公益社団法人及び公益財団法人などについて、申請により、均等割を減免しています。

	該当者	減免の内容
1	公益社団法人及び公益財団法人 (法人税法第2条第1項第13号の収益事業を営む場合を除く。)	均等割を減免
2	管理組合法人及び団地管理組合法人、マンション建替組合並びに地方税法第260条の2第1項の認可を受けた地縁による団体（収益事業を営む場合を除く。)	均等割を減免
3	特定非営利活動促進法第2条第2項に規定する法人	
	収益事業を営まない法人	均等割を減免
	収益事業を営む法人 ※ 当該法人設立の日から5年以内に終了する各事業年度のうち、当該収益事業に係る所得の計算上、益金の額が損金の額を超えない年度に限る。	当該年度に係る均等割を減免

	該当者	減免の内容
4	法人税法第2条第6号の公益法人等 （「1」の適用を受ける場合（収益事業を営まない公益社団法人及び公益財団法人）及び収益事業を営む場合を除く。）	均等割を減免

※旧民法第34条関係の民法特例法人

「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」第40条第1項の規定により存続する一般社団法人及び一般財団法人（収益事業を営む場合を除く。）については、公益社団法人または公益財団法人とみなし、平成25年度までの法人市民税の均等割を減免します。

### （3）確定申告・納付

事業年度終了の日から2か月以内

## 6. 市たばこ税の概要

### （1）課税の対象

卸売販売業者等が小売販売業者若しくは消費者等に行う売渡し又は消費等に係る製造たばこ

### （2）納税義務者

- 製造たばこの製造者
- 特定販売業者（輸入業者）
- 卸売販売業者

### （3）税 率

区 分	内 容	税 率	
		（平成25年3月31日以前）	（平成25年4月1日以降）
旧3級品以外		1,000本につき 4,618円	1,000本につき 5,262円
旧3級品	専売納付金制度下において3級品目とされていた紙巻たばこ （エコ、わかば、しんせい、ゴールデンバット、バイオレット、ウルマの6銘柄）	1,000本につき 2,190円	1,000本につき 2,495円

### （4）申告納付

毎月1日から末日までの間の数量及び税額等を記載した申告書を翌月月末までに提出するとともに、申告書に記載した税額を納付。



## 7. 鉱産税の概要

### (1) 課税の対象

鉱物の掘採の事業

### (2) 納税義務者

鉱物の掘採の事業を行う鉱業者

### (3) 課税標準額

鉱物の価格

### (4) 税率

1%（月産200万円以下の場合は0.7%）

### (5) 申告納付

毎月1日から末日までの間に掘採した鉱物の数量、課税標準額及び税額等を記載した申告書を翌月15日から月末までに提出するとともに、申告書に記載した税額を納付。

## 8. 国有資産等所在市交付金の概要

- 国有資産等所在市町村交付金は、前年の3月31日現在で、国や県などの地方公共団体が所有する固定資産のうち、使用の実態が民間の所有のものと類似しているものについて、その固定資産が所在する市町村に対して、地方税法で定める固定資産税の代わりに交付されるものです。
- 国有資産等所在市町村交付金法に基づき、名称は交付金ですが、固定資産税と同じく土地、家屋、償却資産の区分に分けられ、国有財産台帳等に記載されたそれぞれの価格をもとに算出した算定標準額の1.4%が交付されます。  
なお、交付金でありながら、予算上では市町村税の区分に入れられ、固定資産税と一緒に扱いにされるものです。本市では、国有資産等所在市交付金としています。